



岐阜県退職公務員連盟

可児支部広報

令和7年度 第2号 7月28日



第77回可児支部総会 無事終了!!

令和7年7月12日(土)午前10時半より、可児市広見の鈴川にて、岐阜県退職公務員連盟可児支部総会を開催いたしました。今回で可児支部総会は第77回となります。昭和23年に日公連の前身が発足したと同時にスタートしているわけです。歴史の重みを感じるとともに、組織の継続と発展を強く願うものであります。

来賓及び講師として、岐阜県退職公務員連盟副会長(組織強化委員長)の廣瀬美晴様のご臨席を賜り、下記の総会次第に従い、無事に終了することができました。皆様方のご支援ご協力に心より感謝申し上げます。

- ①開会の言葉 ②物故者追善黙祷 ③日公連の歌斎唱 ④支部長挨拶
- ⑤社会保障制度に関する要望書について ⑥壽詞贈呈(県退公連より)
- ⑦長寿お祝い品贈呈(可児支部より) ⑧議長選出
- ⑨議事
・令和6年度事業報告、会計報告、監査報告
・令和7年度基本方針と取組の重点、事業計画、会計予算、規約の改正
- ⑩新人会員の紹介 ⑪来賓祝辞及び講話 ⑫閉会の言葉



▲岐阜県退職公務員連盟可児支部総会

◆令和7年度 可児支部役員

役員	氏名	所属分会
支部長	長谷川秀次	今渡
副支部長	高木 俊朗	伏見
厚生部長		
組織部長	伊藤 尚	姫路
監事	亀井喜久男	土田春里帷子
庶務	松田 光司	土田春里帷子
会計	山田 敏勝	姫路



▲岐阜県退職公務員連盟副会長(来賓)

◆令和7年度 可児支部 活動方針と取組の重点

●令和7年度 活動方針

1.組織・会務・事業の見直しと改善に努め、組織の拡充強化を図る。

①組織の見直し

- ・県退公連の動き「総務、組織強化（組織部）、広報情報、厚生（女性部の廃止）」を受けて、新たなる厚生事業の展開をする厚生部長を新設する。

②会務の見直し

- ・執行部会と分会长会とのつなぎのある運営に努める。

③事業の見直し

- ・分会长の負担軽減につながる「退職公務員新聞」の配布が半減される。
- ・支部総会に日公連の歌を入れる。CDを活用し拡げていく。
- ・年金制度・医療保険制度・介護保険制度の研修会を開催する。
- ・市郡内にある歴史探訪の研修会を盛り上げる。身近な名所旧跡を訪ねる。

2.だれもが安心して暮らせる社会保障制度が構築されるよう努める。

- ・年金情報を発信する。

3.会員の生きがいづくり・支え合い活動を推進し、会員の福祉を増進する。

- ・厚生事業の拡大を図る。懇親会の重要性を再確認し一層会員同士の絆を強める。
- ・分会长をはじめ高齢化していく役員を支えていく気概と気風を醸成する。

●令和7年度 取組の重点

1.組織の拡充・強化と会員数の確保

- ・退公連発足のきっかけとなった、戦後の動乱状況を開いた先人の足跡を手掛かりに、拡充を図る。
- ・組織挙げての新入会員の勧誘体制を構築する。自分の分会地域に該当者がいれば役員と共に勧誘する。
- ・一人でも多くの会員参加の下に総会や研修会を懇親会とセットとして実施する

2.会員の福祉の増進

- ・体力面の課題等から総会等に参加できない長寿の方へ祝い品贈呈の在り方を、分会长に託す方式から複数の会員で訪問する方式に変え、近況を聞き出し激励もしてくる。許可あれば、記念写真を撮影する。従来のはがきは廃止する。

3.広報・情報の更なる充実

- ・HPを通して「支部広報」を精力的に発信する。中でも、「私の社会貢献」「今の私」と称して退職後の生活ぶりを投稿していく。（生きがいづくり）

4.誰もが安心して暮らせる社会保障制度の構築

- ・年金制度・医療保険制度・介護保険制度の研修会を開催し、制度の現状・動向の情報提供をする。

◆「日公連のうた」を歌いましょう

今回の可児支部総会では、「日公連のうた」を力強く歌いました。CDで曲を流し、全員で3番まで歌いました。

1番の「今も心に生きているあの日の勤め燃える意気」、2番の「国の栄えを築いた手」等では、公務員であった矜持と面白が再び盛り上がってきました。いいうたです。

会議等の開始に是非歌っていきたいと思います。



▲「日公連のうた」を力強く歌う可児支部総会

「日公連のうた」

誇り新たに

作詞

西森茂夫
坪能克裕

作曲

一 今も心に 活きている
あの日の勤め 燃える意氣

誇り新たに 盛り上げて
暮らしど平和 守りつつ
励もうわれら 日公連

二

国の榮えを 築いた手
つなげば通う この温み
奉仕明るい 輸を広げ
社会の日々に 愛の花
咲かそうわれら 日公連

三

襟の会章 輝けば
よわいを越えて 湧く力
拓く世紀の 朝風に
理想の旗を なびかせて
進もうわれら 日公連

(創立50周年記念公募作品)

◆可児支部総会の様子





◆岐阜県退職公務員連盟 廣瀬美晴副会長の御講話



年金について（公的年金制度）

廣瀬美晴副会長

1、年金制度とは？

年金制度とは、個人の力だけで対応するのが難しい生活上のリスク（老齢、障害、死亡のリスク）に対処するための制度です。たとえばあなたが生活上のリスクにあったとき、あなたの生活を支えるために「年金」が給付されます。

年金というと、一般的には「保険料を支払って加入する年金」や「老後にもらえるお金」のことを指します。保険料を支払って年金（国民年金や厚生年金保険）に加入していれば、65歳になると老後の年金が毎年もらえるようになります。ちなみに、すべての方は20歳～60歳になるまで年金に加入して保険料を支払うことになります。

2、年金の種類

年金は歳をとったとき、事故等で障害が残ったとき、亡くなったときに給付されます。3つのリスクを国民みんなで対処するという考え方のもと作られた制度が「公的年金制度」です

・**老齢年金**：高齢者の老後の暮らしを支えるための年金です。老齢年金には、老齢基礎年金と老齢厚生年金の2つがあります。

・**障害年金**：病気やケガなどで障害を負ったときにももらえる年金です。障害を負うことは誰もがかかるリスクです。年金は老後以外にも障害のリスクにも対応してくれています。

・**遺族年金**：一家の働き手の方が亡くなられたときその遺族に給付される年金です。死亡は誰もがかかるリスクです。年金は歳をとったときのほかに死亡のリスクにも対応してくれています。

3、年金支給

老後の年金※は65歳から給付が開始され、終身まで続くことになります。

・**老後にもらえる国民年金**：1年間で約83万円給付されます。※40年間保険料を支払った場合。

・**老後にもらえる厚生年金**：加入期間や月収によって変わります。たとえば、厚生年金に加入している期間が40年であり、その間の月収が30万円だとすると、老後の厚生年金は約88万円となります。つまり、老後の国民年金と合わせると年間約171万円の年金が老後に給付されます。

4、年金の仕組み

年金は若い世代（現役世代）が支払う保険料などを財源として、高齢者世代に給付するという世代間での支えあいのしくみになっています。※自分が若いときは高齢者世代を支え、自分が歳をとったときには若い世代に支えられるという「世代が変わるとともに支え・支えられる」というしくみです。この世代間で支えあいのしくみを賦課方式（ふかほうしき）といいます。

老後にもらう国民年金（老齢基礎年金といいます）の半分は税金でまかなわれています。つまり、国民年金保険料を支払っている現役世代の方達は半分の保険料で済んでいます。なので、年金の保険料を払っていない方は年金がもらえない→税金の払い損になってしまいます。

あなたが会社員として厚生年金に加入していれば、支払った保険料などによって老後にもらえる年金は増えます。したがって、たくさん給料をもらっていましたら、それだけたくさん保険料を支払うことになるので老後の年金は増えていくことになります。ですが、毎月支払う保険料には上限があります。なので、毎月多くのお金を稼いだとしても老後の年金が際限なく増えるわけではありません。=約370万円が上限 ※国民年金と厚生年金のみの場合：私的年金などは、除く

おまけ：公務員の年金制度

平成27年10月から共済年金が厚生年金に一元化された。共済年金は公務員の年金制度の2階部分に当たるもので、これまで民間企業のサラリーマンが加入する厚生年金とは別に運営されてきた。一元化により公務員も厚生年金の加入者になり、保険料の負担率も平成30年度から18.3%に統一されている。日本の年金制度には「基礎年金（国民年金）」「厚生年金」「私的年金」の3種類

○公務員独自の制度「年金払い退職給付（退職等年金給付）」

年金払い退職給付は公務員独自の年金制度だ。会社員でいう「企業年金」に相当するもので、年金の3階部分に当たる。平成27年に共済年金が厚生年金に一元化されたことで、共済年金の3階部分だった「職域部分」が廃止され、年金払い退職給付（退職等年金給付）が創設された。半分は「有期年金」、もう半分が「終身年金」の積立方式で運営され、原則として支給開始年齢は65歳から。そのうち、有期年金は10年または20年受給するか、一時金として受給の3つからいずれかを選択するシステムだ。年金の支給開始年齢は60歳からの繰り上げや、70歳までの繰り下げも可能になっている。



5、今後の年金は？

このような年金制度は本当に今後も続いていくのでしょうか。終身で年金がもらえて、物価にも対応してくれて、さらに老後だけじゃなく障害・死亡にも対応してくれるので「本当にこのまま続けられるの？」と不安になる方もいると思います。

経済は何が起きるか予想できません。たとえば2007～8年に起きた世界金融危機のように、とつぜん世界経済をゆるがす深刻な問題が起こったりします。国を維持していくためには何が起こるかわからない問題に対応していかなければなりません。問題が起きているにもかかわらず何も対応しなければ国は崩壊してしまうでしょう。

もちろん年金制度も同じです。深刻な問題に何も対応しなければ崩壊してしまうでしょう。そのため国は、年金制度を今後も続けていくために年金の財政状況の見直しを少なくとも5年ごとに行うことになっています。この年金財政の見直しを財政検証といいます。

財政検証は、おおむね100年間にわたる保険料の収入や年金の給付費といった「年金の財政状況を見通すもの」です。「財政検証をして年金制度が100年続いているようにシミュレーションをする」…これを少なくとも5年ごとに行う決まりになっているのです。

財政検証シミュレーション例

- ・今後の人口。少子高齢化はどの程度すすむのか。
- ・労働力人口は増えるのか。減るのか。
- ・物価や賃金の上昇率

など。現在の公的年金制度には少子高齢化の進行(余命の伸び率など)を見据えた年金財政の仕組みを導入しています(マクロ経済スライド)。※物価の上昇率にたいして年金額の上昇率を変えたりしています(実質、年金の価値を減らしたり…)

○自分が受給できる年金見込額を確認するには？

自分が受け取ることができる年金見込額は、平成27年10月以降「ねんきん定期便」で公務員の場合でも確認できるようになった。ねんきん定期便は、毎年加入者の誕生日にはがきが送付され、これまでの年金の加入期間なども併せて通知される。ねんきん定期便を受け取ったら、その内容に間違いないかを必ず確認しておこう。また、ねんきん定期便が手元にない場合や、受け取ったねんきん定期便の内容に不明な点がある場合は、ねんきん定期便に記載されている相談窓口に問い合わせてみよう。

令和5年度末の厚生年金受給者の平均年金月額は「14万7,000円」

厚生労働省の「令和5年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」によると、老齢厚生年金を受給している人が受け取っている年金額は、令和2年度末では月額平均14万6,000円、令和5年度末では平均して月額「14万7,000円」だった。

年金払い退職給付（退職等年金給付）と職域加算が状況に応じて加算される

厚生年金と一元化されるまでの共済年金に加入していた人は、加入期間に応じて3階部分であった「職域加算」を受給することができる。これまで共済年金の職域加算と呼ばれていた年金は「経過的職域加算額」に名称が変わり、年金を受け取る際には共済組合から経過的職域加算が支給される。共済年金と厚生年金の一元化が行われた後の期間は、「年金払い退職給付（退職等年金給付）」のシステムが適用されるため、共済と厚生年金どちらも加入実績がある場合は、それぞれの加入状況に応じた額が加算される。

○iDeCoも加入可能に

平成29年1月に確定拠出年金制度が見直され、公務員もiDeCo（個人型確定拠出年金）に加入できるようになった。iDeCoは任意で加入する個人年金のひとつで、必ず入らなければいけないものではなく、自分で必要と判断した場合にのみ加入する年金制度だ。公的年金に上乗せして支給される3階建て部分に当たり、これまで掛け金の上限1万2,000円だったものが、令和6年12月からは掛け金の上限も引き上げられ、月額2万円までの拠出が可能になった。

○困ったときは？

- ・日本年金機構ホームページ
- ・厚生労働省ホームページ
- ・日本退職公務員連盟ホームページ
- ・退公連ぎふホームページ

※支部総会終了後、懇親会を開催いたしました。久しぶりに酒を酌み交わし、近況報告等ゆっくりとお話しできました。話すことがいっぱいです、本当に楽しい一時でした。皆さん、笑顔いっぱいでした。総会及び懇親会へのご参加・ご協力、誠にありがとうございました。